十　放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌数の日間平均値を一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。

（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

第四条の五　（略）

２　法第八条の三第一項の規定による尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌数の日間平均値を一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。

十二～十四　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二第一項第一号、第八条の三第一項、第九条第五項（同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣　浅尾慶一郎

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
別表第一（第一条、第二条関係）	
（略）	（略）
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
大腸菌数	一ミリリットルにつき日間平均八〇〇コロニー形成単位以下
（略）	（略）

改正前	
別表第一（第一条、第二条関係）	
（略）	（略）
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
（略）	（略）